

大崎上島町原油等価格高騰経済対策給付金給付要綱

令和4年9月15日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油等の価格の高騰による影響を考慮し、中小企業者等の事業活動における経費の負担軽減を図るため事業活動において多量の燃料油等を使用する中小企業者等に対し、予算の範囲内において給付金を給付することとし、その給付に関し大崎上島町補助金等交付規則（平成15年大崎上島町規則第35号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「燃料油等」とは、ガソリン、灯油、軽油、重油及びLPガスをいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者であつて、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 町内に住所又は事業所を有する個人

(2) 町内に主たる事業所を有する法人

(給付の対象者)

第3条 給付金の給付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和4年7月1日において町内で事業を行っており、かつ、引き続き町内で事業を継続する意思を有していること。

(2) 令和3年8月から令和4年7月までの期間（以下「対象期間」という。）に支払った燃料油等の合計額（以下「給付対象経費」という。）が20万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、給付金を給付しないものとする。

(1) 対象期間における燃料油等の購入に係る経費について、本町又は

他の団体から別の給付金等を受けている者

(2) 町税を滞納している者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が給付金目的等に照らして適当でないと認める者

（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、給付対象経費に高騰率を乗じた額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。

2 前項に規定する高騰率は、100分の35とする。

3 この要綱による給付金の給付は、同一の中小企業者等につき、1回限りとする。

（給付金の申請）

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は令和5年2月28日までに、原油等価格高騰経済対策給付金給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 給付対象経費に係る支払を証する書類

(2) 前号に掲げる書類のほか、その他町長が必要と認める書類

（給付金の給付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは給付金の給付の決定及び金額の確定を行い、原油等価格高騰経済対策給付金給付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（給付金の給付）

第7条 町長は、給付決定を受けた中小企業者等から原油等価格高騰経済対策給付金給付請求書（様式第3号）の提出を受けたときは、速やかに給付

金を給付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により給付金の給付決定を受けたときは、給付金の給付決定を取り消し、又は既に給付した給付金を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前になされた申請に係る給付金の取扱いについては、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大崎上島町長 様

（申請者）

住 所

事業所名

代表者名

連 絡 先

印

原油等価格高騰経済対策給付金給付申請書

原油等価格高騰経済対策給付金給付を受けたいので、大崎上島町原油等価格高騰経済対策給付金給付要綱第5条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

【添付書類】

令和3年8月から令和4年7月までの期間に支払った燃料油等の合計額がわかるもの（領収書・帳簿等）

様式第2号（第6条関係）

指令大 第 号
年 月 日

様

大崎上島町長 印

原油等価格高騰経済対策給付金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった原油等価格高騰経済対策給付金について、大崎上島町原油等価格高騰経済対策給付金給付要綱第6条の規定により、通知します。

給付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

大崎上島町長 様

(申請者)

住 所

事業所名

代表者名

連 絡 先

印

原油等価格高騰経済対策給付金給付請求書

年 月 日付け指令大 第 号で給付決定のあった原油等価格高騰
経済対策給付金給付について、大崎上島町原油等価格高騰経済対策給付金給
付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店 支所	
預金種類	普通・当座・()	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			